

個 9

受	平成 30 年 2 月 27 日
付	午前・午後 10 時 6 分

一般質問（代表・個人） 通告書

平成 30 年 2 月 26 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 榊原利宏

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 3 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 1 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとの一問一答
<input checked="" type="radio"/>	1 回目から 質問事項（大項目）ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。

質問事項 No. 1-1	民間学童保育の耐震対策について
要旨	<p>福祉文教委員会では学童保育連絡会の要請を受けて意見交換会を行いました。テーマは「民間学童クラブの安全・安心について」であり、施設の耐震補強や非常時の安全確保について要望が出されました。放課後児童健全育成事業において、市立放課後児童クラブの耐震補強は完了していますが、民間学童クラブの多くは耐震診断さえなされていません。</p> <p>民間施設だから市に責任がないとは言えません。早期に耐震補強工事を行い、子どもたちの生活空間を災害から守ることができるようにするべきである。</p> <p>民間学童クラブは全て「借家」です。耐震工事には大家さんの理解を得ることが必要です。その工事費用の負担をどう解消するか、家賃に上乗せしていけば保育料引き上げにつながります。耐震改修に公的な支援が必要です。</p> <p>(1) 現行施設での耐震改修を行う制度の検討について</p> <p>ア 公的な助成で私有財産形成に寄与することについて</p> <p>意見交換会では、議会側から「学童クラブが所有していない建物の資産価値を高めるような助成を行うことの議論が必要な状況」を、学童クラブの皆さんにお伝えしました。しかし、阪神・淡路大震災以降、国民の粘り強い運動の末、住宅の再建に公的支援が開始され、いまでは木造住宅の耐震助成制度まででき上がっています。</p> <p>「公金による私有財産形成に寄与させないという従来からの考え方がある一方、事前に住宅の耐震対策を行うことは仮設住宅の設置やがれきの処理に関する費用などの抑制につながり、トータルとして公費支出を大幅に削減することが可能と考えられます。」(高知県の「国への政策要望」より)</p> <p>こうした考えもされるようになった今、民間学童クラブへの耐震改修への助成も含め、耐震改修への助成は「公的な助成で私有財産形成に寄与すること」になると市は認識しているのですか。</p>
備考	<p>1 要旨は具体的かつ明確に記載すること。</p> <p>2 数値の答弁を求める場合は、要旨に必ず記載すること。</p> <p>3 質問項目に補足等があれば、適宜、要旨欄に記載する。ただし、補足等の記載を質問原稿にかえることができる。</p>

<p>質問事項</p> <p>No. <u>1-2</u></p>	<p>民間学童保育の耐震対策について</p>
<p>要旨</p>	<p>イ 家主への働きかけについて</p> <p>市内民間学童保育の要望を受けて、家主に対して耐震診断を受けること、改修工事を行うことを促すべきではないですか。</p> <p>耐震改修の問題で、民間学童クラブが市に要望してきたのだから、クラブと家主との関係だけでなく、市と家主の関係で何らかのアプローチを試みるべきと考えます。</p> <p>ウ 助成金の活用について</p> <p>助成金を受けて耐震改修工事を行う道はあるのですか。</p> <p>(2) 耐震基準を確保した物件への移転を助成することについて</p> <p>「横浜市放課後児童クラブ分割準備補助金及び移転準備補助金」を参考にしてください。</p> <p>ア 移転の支援について</p> <p>横浜市のような移転準備金補助金制度をつくってはどうか。</p> <p>イ 空き家対策との連携について</p> <p>問題は、それにあう物件が市内に供給されていることです。本市の空き家等対策計画（案）では、「空き家の新たな利活用」として、「社会福祉施設などの公共的な活用へのマッチングを支援し、空き家等を地域資源として、新たに利活用できる制度を検討します。また、その後に回収を行う場合の助成制度の整備について検討します」とあります。せつかく、こう言っているのだから、福祉、教育部門と環境課の認識を共有化していくべきではないですか。</p>
<p>備考</p>	<p>1 要旨は具体的かつ明確に記載すること。</p> <p>2 数値の答弁を求める場合は、要旨に必ず記載すること。</p> <p>3 質問項目に補足等があれば、適宜、要旨欄に記載する。ただし、補足等の記載を質問原稿にかえることができる。</p>